

咲和惟 受託開発 標準契約

1 お見積りの範囲・内容について

- 通常のお見積りは、標準契約(本書)を前提としています。
- 標準の契約を変更し、別途お客様要望の契約をする事も可能です。
- 契約内容が変更になりますと、お見積りも契約内容に沿って変更となります。
- 標準契約については、契約・受注時に印刷物で双方の担当者で確認し、納品時に契約内容・期間を書面にて、共有いたします。各種対応期間については、納品日を起算といたします。

2 守秘契約について（専用ディスク保管）

- 守秘契約につきましては、月間 2,500 円(20GB)にてお引き受けいたします。
- 当社では、お客様毎に物理的にディスク領域を分け暗号を付加して保管・バックアップを致します。
- メールで重要データを送る時、保管する時は、圧縮・パスワード等の設定をお願いします。
- 守秘契約と保守契約は、通常同一期間としてご契約下さい。

3 プログラムの開発・保守・運用について

3.1 不具合の修正と期間について

- 当社が開発した部分について、仕様が明示された部分に誤り、不具合が見つければ、可能な限り修正いたします。不具合の修正は、開発・納品後1年間無償でおこないます。
- 開発後1年を過ぎたものは、内容の確認などのため、対応に時間がかかるようになります。
- 長期に維持をご希望の場合は、あらかじめ運用契約をご検討ください。

3.2 ソースコード開示

- 当社では、お申し出頂ければ、有償にてソースコードをお客様に公開しています。
- ソースコードを公開する場合、お客様でソースコードを変更されたり、プログラムの内容の質問などに対応が一定期間の対応を要する時は、運用保守契約をお願いしております。
- お客様が変更を加えられた部分の対応もいたしますが、変更内容の仕様書が無い場合や、変更箇所がはっきりしない場合は、比較や分析の時間が必要となります。

3.3 開発方法について

- 開発はご発注時の仕様・および、スケジュールに沿って行います。お見積り時点でのご発注の予定時期と、正式なご発注の時期的な差異がありますと、機器の変更、当方のスケジュールや納期の再調整、それにともない価格が変更になります。
- 正式にご利用されたい時点から数カ月前からは開発したシステムをお客様が使い出して慣れていく必要があると考えています。

3.3.1 仕様による開発

開発前にすべての仕方を策定し、開発に着手します。開発着手後の仕様の変更・追加は、お見積りへの追加となります。検収は「仕様」により、確認されます。仕様に「ない」部分は常識的な通常の実装がなされるようにいたします。基本的なテストは開発側でおこないますが、運用側でもテストをおこなってから、業務へ投入して頂きますよう、お願いをいたします。あらかじめ仕方をきちんと決めることが難しいようでしたら、次の運用による開発 (DEVOPS) の方法をご検討下さい。

3.3.2 運用による開発 (DEVOPS)

初期費用を少なく、基礎的な機能を先に製作をし、お客様に提供をします。付加的な部分は月額にて、お客様のオペレーションの体験や結果レビューに応じて、修正をしたり、機能を追加・変更し、1～2年をかけて、システムの機能を毎月向上させていく開発方法です。

3.4 プログラムの調整(仕様による開発の場合)

- お客様からの要望がありましたら、検収後も、ご要望により、調整・修正等を行うことが可能です。調整を集中的に一定期間おこなうこともできますが、期間が明示されない限り、お見積りには含みません。お見積りに含む場合は、お見積り書に明記されます。
- 開発費に調整期間を含む場合は事前にお知らせください。
- 調整、修正などをしたプログラムの PC への配布・配置については、通常のプログラムであれば、インストーラーを作成し、お客様のご担当者様が社内の PC にインストールすることを前提としてお見積りをしています。
- DEVOPS の場合は、調整も開発も期間に含まれています。

3.5 保守

- 基本ソフト(OS、開発言語、OSS 等のライブラリ)のバージョン、ハードウェアの変更についての対応は、都度有償にてお見積りいたします。一般的には、テスト・調整・互換性の設定等が必要となり、プログラム等も一部変更となることが多くあります。
- OS のバージョンへの対応については保守・運用契約として対応が出来るようにすることも可能です。

3.5.1 保守・運用契約

年間、もしくは、月間の契約にて、データベース(データ量の監視、定期データメンテナンス、定期バックアップ状態)、プログラムの修正、RAID の状態の確認を、リモートによる対応を致します。リモート管理用のソフトウェアを使用します。

- PC 全般のウイルス、セキュリティ対応につきましては、お客様にてお願い致しております。守秘のレベルによっては、お客様より貸与される PC、もしくは仮想 OS 上でプログラムの開発を行います。

4 不可能な事柄

・お客様の運用・操作・機器故障に関して発生する損害を、当社は補償をすることはできません。

お客様と協力してシステムの品質向上に努めます。検収までに十分なテストをご一緒におこなっていただき、予備品やトレーニングなどもご準備の上、運用を開始するようにお願い致しております。

2016.6.1 版